| | | | |
|---|---|---|---|
| 無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | リース負債<br>［略］<br>［略］ | |
| | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑨　略］

［削る。］

⑩～⑫　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［⑺～⑮　略］

⑯　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

保険会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である保険会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

［⑰～㉘　略］

| | | | |
|---|---|---|---|
| 無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | リース債務<br>［同左］<br>［同左］ | |
| | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑨　同左］

⑩　リース取引の処理方法

⑪～⑬　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑺～⑮　同左］

⑯　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

［⑰～㉘　同左］